

杉戸町放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書

1 趣旨

杉戸町放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等は、指定管理者募集要項の他、この仕様書によるものとする。

2 基本指針

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の規定に基づき、杉戸町立小学校の児童のうち、保育が必要な児童を両親及びこれに代わる者（以下「保護者」という。）に代わり放課後児童の余暇指導を行い、児童の健全な育成を図る。

3 施設の内容

(1) 施設概要

	名 称	位 置 等	定員 (弾力定員は1.2倍)	開設 年度
1	中央放課後児童クラブ	杉戸町大字倉松600番地1 杉戸第二小学校校舎内 余裕教室	60人	S55
2	中央第2放課後児童クラブ	杉戸町大字倉松600番地1 杉戸第二小学校校舎内 余裕教室	30人	R3
3	泉放課後児童クラブ	杉戸町大字宮前1番地 泉小学校校舎内 余裕教室	30人	S60
4	内田放課後児童クラブ	杉戸町内田二丁目9番28号 杉戸小学校校舎内 余裕教室	60人	H4
5	内田第2放課後児童クラブ	杉戸町内田二丁目9番28号 杉戸小学校校舎内 余裕教室	45人	H22
6	高野台放課後児童クラブ	杉戸町高野台西五丁目16番地 高野台小学校校舎内 余裕教室	50人	H6
7	南放課後児童クラブ	杉戸町大字堤根2777番地 杉戸第三小学校敷地内 専用建物	50人	H15
8	西放課後児童クラブ	杉戸町高野台南五丁目1番地1 西小学校敷地内 専用建物	60人	H20
9	西第2放課後児童クラブ	杉戸町高野台南五丁目1番地1 西小学校校舎内 余裕教室	30人	R3
10	内田第3放課後児童クラブ	杉戸町内田二丁目9番46号 杉戸小学校敷地内 専用建物	50人	R5

※ 学校の再編等で施設数に増減がある場合は、町と協議を行うこと。

※ 直近3年間の入室児童数については、**別紙1**を参照。

※ 敷地内の配置については、**別紙2**「配置図」を参照。

- (2) 施設の内容 保育室（畳部分有）、事務室、台所、トイレ、遊具等
- (3) 備 品 **別紙3**「主要備品一覧表」のとおり
- ※ **別紙3**の主要備品については、指定管理者が継続して使用可能とする。

4 指定管理者の指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

5 管理業務の内容

クラブの管理業務の内容は、次のとおりとする。ただし、サービス向上の観点での変更やその他クラブの設置目的のために必要な事業追加（提案事業）については、あらかじめ町と協議を行い、適切であると認めるものはこれを行うことができるものとする。

- (1) 放課後児童クラブの運営に関する業務
（入室管理及び保育料賦課徴収に関する業務を除く。）
- (2) 放課後児童クラブの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
 - ア 管理業務に必要な物品等として、別紙2「主要備品一覧」に定めたものについて、無償で貸与する。
 - イ 管理上発生した廃棄物については、適正に分別を行い搬出すると共に、資源の有効活用に努めること。
- (3) 施設等の保守点検、清掃、警備、植栽管理、消耗品等調達等の次にあげる業務
 - ア 保守管理業務
 - イ 備品等の保守管理業務
 - ウ 保安警備業務
 - エ 施設保全業務
- (4) 安全管理に関する業務
 - ア 安全管理に十分注意し、利用者等の安全の確保を図ること。
 - イ 衛生管理に十分注意し、施設を快適に利用できるよう図ること。
 - ウ 非常災害や事故等の緊急事態に備え、緊急時の連絡体制及び対応策を定めると共に、避難・誘導等必要な訓練を行うこと。
 - エ 利用者等からの意見・苦情等に対し、適切な対応を図ること。
- (5) その他施設等の効果的・効率的運営に資するために必要な業務
 - ア 事業計画書及び収支計画書の作成
 - イ 事業実績報告書の作成
 - ウ 施設の利用に関する調整
 - エ 利用統計（施設利用者数の集計・分析、町への報告、業務への反映）
- (6) その他町長が必要と認める業務

6 業務基準

(1) 保育時間

- ア 学校の授業日 学校の放課後から午後 7 時まで
- イ 土 曜 日 午前 7 時 3 0 分から午後 5 時まで
- ウ 学校の休業日 午前 7 時 3 0 分から午後 7 時まで
(ただし、入室児童の利用状況によっては開室時間を早めるものとする。)

(2) 休日

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- ウ 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に規定する休日を除く。）
- エ その他町長が臨時に定めた日

(3) 利用許可の基準

- ア 対象児童
杉戸町立小学校に在学し、放課後家庭等で保育を受けることができない児童とする。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。
- イ 入所決定
入所申請の受付、入所審査及び入所決定に関することは、町が行う。
- ウ 保育料賦課徴収
保育料は町の収入とし、額の決定及び徴収は町が行うものとする。
- エ 間食料（おやつ代）賦課徴収
間食料は指定管理者の収入とし、額の決定及び徴収は指定管理者が行うものとする。なお、設定又は変更にあたっては、月額として 2, 5 0 0 円を超えない額の範囲内において、あらかじめ町の承認を得るものとする。

(4) 放課後児童支援員（以下「支援員」という。）等の配置

- ア 各クラブの保育時間帯には、放課後児童支援統括員 1 人（週に 3 5 時間勤務する者）と放課後児童支援員 1 人（県の研修修了者）を配置する。
- イ 支援員の配置人数は、アに掲げる放課後児童支援統括員・放課後児童支援員を含めて、登室児童数 1 9 人までに対し 2 人以上、2 0 人以上は 3 人以上とすること。なお、1 人以外は放課後児童支援補助員（資格なし）を含める対応も可とする。
- ウ 障がい児を受け入れる場合は、障がい児 3 人に対し支援員 1 人を増員しなければならない。ただし、障がいの程度によって、支援員を増員する必要がないと町長が認めた場合はこの限りではない。
- エ 定員を超えて児童を受け入れる必要が生じた場合で、かつ町長が必要と認めた場合は、支援員を増員することができる。
- オ ウ及びエの支援員の増員にかかる人件費等諸経費については、町と協議のうえ、指定管理料の変更で対応する。

※職員の配置にあたっては、「質」を重視した人材の確保に努めるとともに「保育の継続性」を重視し、児童や保護者に動揺を与えないよう十分に配慮すること。

(5) 支援員の資格

支援員は、杉戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杉戸町条例第14号）第10条第3項の規定に該当する者であること。なお、主な要件は次のとおり。

- ア 保育士の資格を有する者
- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事した者
- エ 教員免許を有する者
- オ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者

(6) 支援員の勤務形態等

支援員の勤務形態については、児童の安全性の確保を念頭に置き、事業運営が円滑に遂行されるよう定めること。

保護者が児童を送迎する時間帯についても適切な人員配置をとること。

(7) 支援員の資質の向上

指定管理者は、支援員の資質の向上を図るため、研修等の実施又は関係機関が実施する研修会等への参加に努めること。

(8) 支援員の処遇改善

指定管理者は、昇給や昇格制度の導入等、支援員の処遇の改善に努めること。

7 管理基準

(1) 次の法令等を遵守し、適正にクラブの維持・管理、運営を行うこと。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ウ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他労働関係法令
- カ 杉戸町放課後児童クラブ条例（昭和55年条杉戸町例第18号）
- キ 杉戸町放課後児童クラブ条例施行規則（昭和55年杉戸町規則第8号）
- ク 杉戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杉戸町条例第14号）
- ケ 杉戸町行政手続条例（平成9年杉戸町条例第31号）
- コ 杉戸町情報公開条例（平成11年杉戸町条例第22号）
- サ 消防法（昭和23年法律第186号）、その他建築物の管理に関して必要な法令等
- シ その他関係法令（条例及び例規を含む。）

ス 杉戸町地域防災計画

(2) 埼玉県放課後児童クラブガイドラインに沿った管理運営に努めること。

※ 埼玉県ホームページより確認すること。

(3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報について、適正に取り扱うこと。

8 指定管理者と町との責任分担

(1) 指定管理者と町との責任分担は、原則として次のとおりとする。

【指定管理者】

ア 施設（設備、備品を含む。）の保守点検

イ 施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む。）

ウ 安全衛生管理

エ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応

【町】

ア 事故、火災等による施設の損傷の回復

（ただし、指定管理者の責に帰すべき事由による場合を除く。）

イ 施設利用者の被災に対する責任

（ただし、指定管理者の責に帰すべき事由による場合を除く。）

ウ 町有施設の共済保険の加入

エ 包括的管理責任

(2) 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、クラブを常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

(3) 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに町に報告しなければならない。

9 報告

指定管理者は、次に掲げる事項を、当該各号に掲げる期限までに町に報告しなければならない。

なお、各報告書については、任意様式とする。

(1) 行事等予定表 前月の20日まで

・ 翌月の状況について、毎月報告する。

(2) 月例業務報告書 翌月の10日まで

・ 業務日報に基づき、前月の運営状況等について、毎月報告する。

(3) 間食料報告書 翌月の10日まで

・ 前月の間食の内容、間食料の収支状況等について、毎月報告する。

- (4) 指定管理料執行状況期間報告書 上期及び下期（会計年度）終了後 1 月以内
- ・ 半期毎の資金収支計算書等財務の状況について、年 2 回報告する。
 - ・ 下期の報告の際には、「事業実績報告書」として、管理業務全般に係る書類も添付する。

(5) 特別報告

次の各項に該当するときは、応急措置のうえ、直ちにその状況について報告しなければならない。

ア 非常災害その他の事故により、業務の執行が困難となったとき、又はそのおそれのあるとき。

イ 利用者に事故があったとき。

ウ ア及びイのほか、施設の管理に支障を来たすような異例な事態が生じたとき。

(6) 事業計画

年度当初に、月ごとの事業計画書を提出する。

10 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、町と協議して決定する。

○ 参考資料等

- (1)

 「入室児童数一覧」
- (2)

 「施設配置図」
- (3)

 「主要備品一覧表」

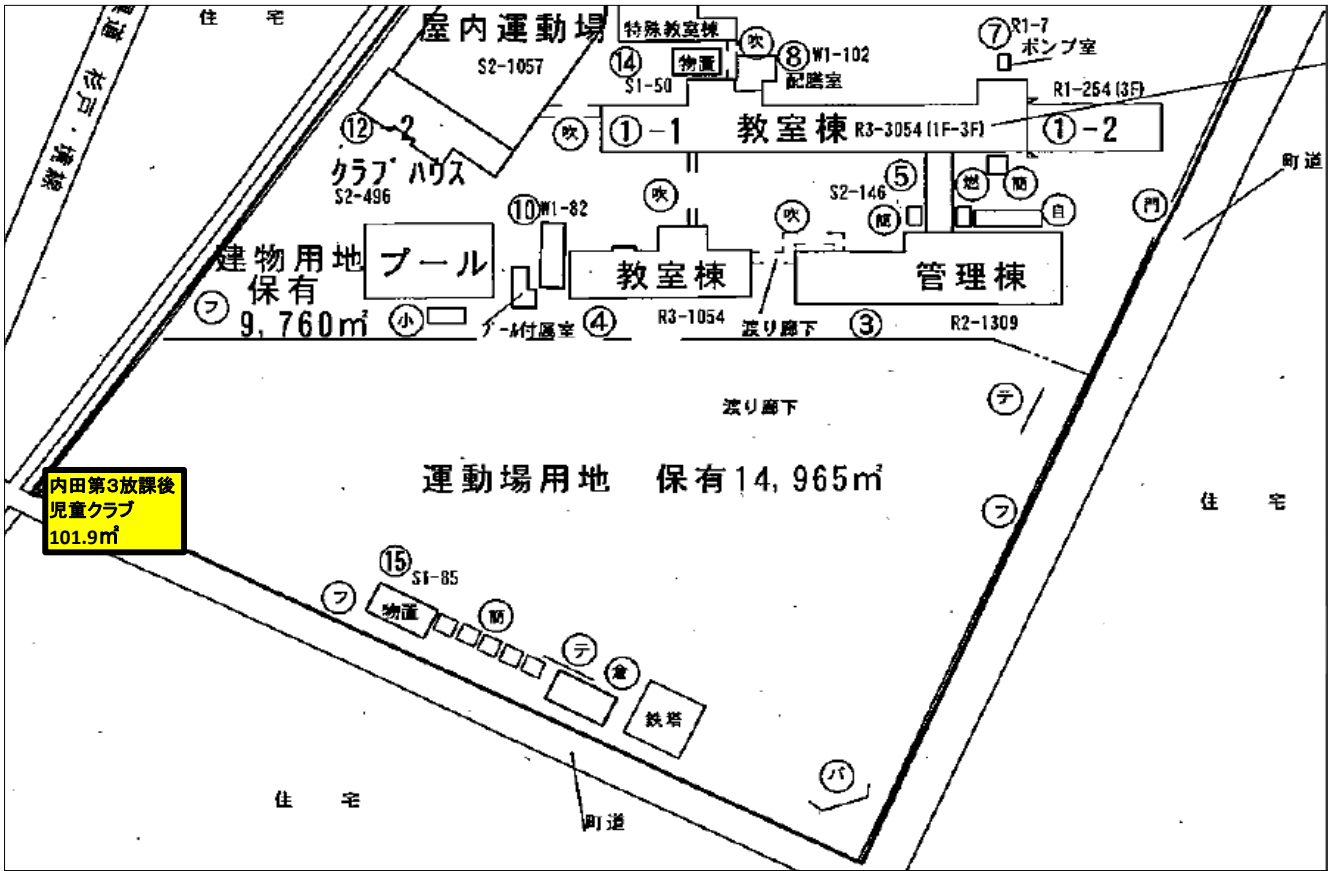
別紙 1

各年度 4 月 1 日現在の通年入室児童数

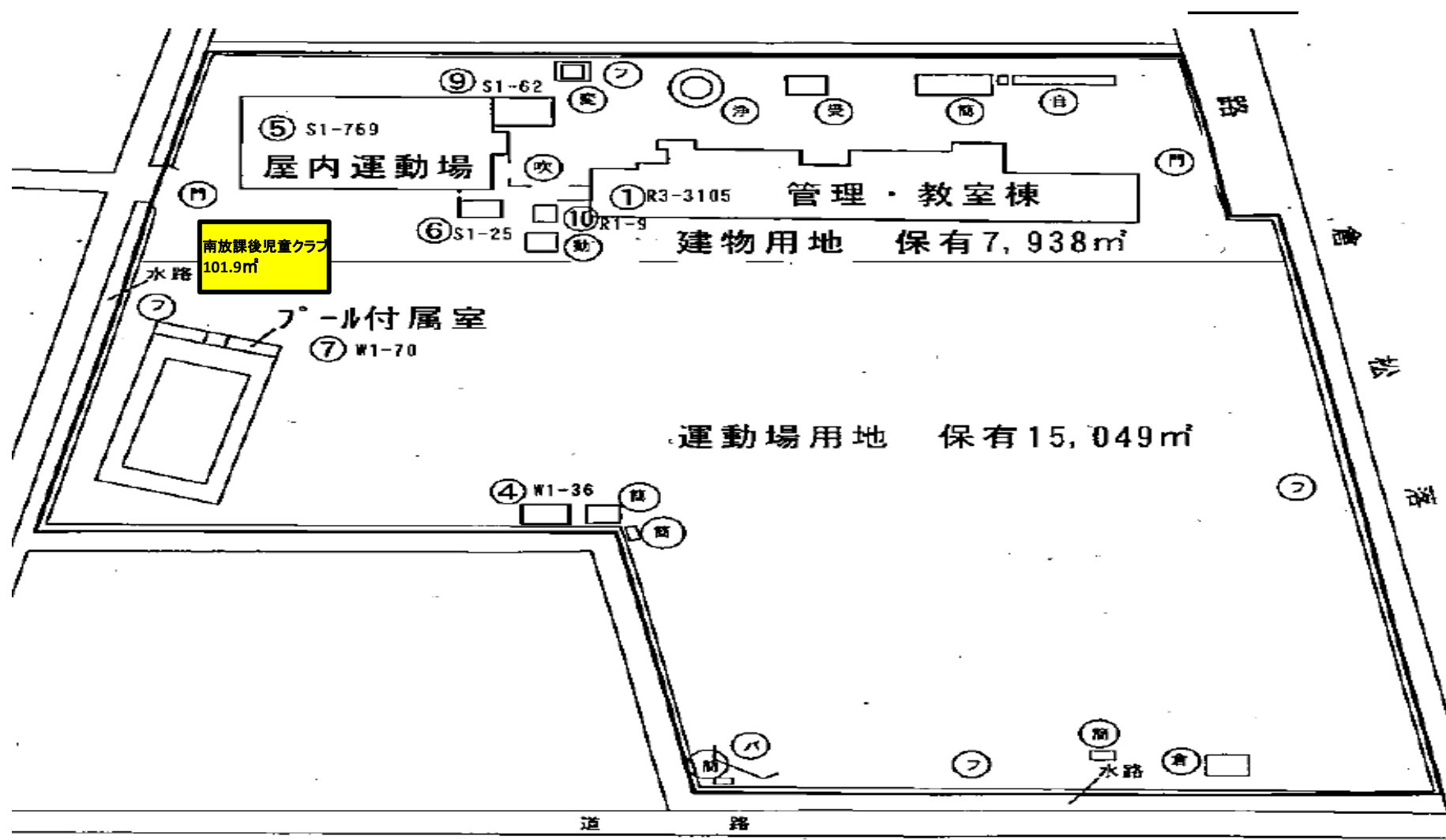
番号	名称 (放課後児童 クラブ)	保育面積 (施設・設備 を除く)	定員 (弾力化定員 は1. 2倍)	学年	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
					入所 児童数	うち障がい 児数	入所 児童数	うち障がい 児数	入所 児童数	うち障がい 児数
1	中央	104.08㎡	60人	1年	21	1	8	0	17	0
				2年	14	1	17	1	8	0
				3年	16	1	13	0	14	0
				4年	7	0	11	0	10	0
				5年	3	1	4	0	8	0
				6年	1	0	1	0	2	0
				計	62	4	54	1	59	0
2	泉	95.00㎡	30人	1年	2	0	2	0	5	0
				2年	0	0	2	0	2	0
				3年	7	1	0	0	2	0
				4年	2	0	6	1	0	0
				5年	0	0	0	0	6	0
				6年	0	0	0	0	0	0
				計	11	1	10	1	15	0
3	内田	100.40㎡	60人	1年	22	0	14	0	18	0
				2年	13	0	20	0	15	1
				3年	12	0	18	0	21	1
				4年	10	1	7	0	13	1
				5年	4	1	7	0	3	0
				6年	2	0	3	1	3	0
				計	63	2	69	1	73	3
4	高野台	106.89㎡	50人	1年	17	0	12	0	13	0
				2年	9	0	16	0	9	0
				3年	13	0	6	0	12	0
				4年	4	0	7	0	3	0
				5年	3	1	2	0	1	1
				6年	1	0	0	1	0	0
				計	47	1	43	1	38	1
5	南	101.9㎡	50人	1年	15	0	12	0	17	0
				2年	10	0	16	0	12	2
				3年	9	0	8	0	11	0
				4年	10	1	7	0	7	0
				5年	4	0	10	1	4	0
				6年	4	0	3	0	4	1
				計	52	1	56	1	55	3
6	西	106.00㎡	60人	1年	12	0	16	0	13	0
				2年	13	0	10	0	14	0
				3年	13	0	10	0	8	0
				4年	7	0	11	0	9	0
				5年	6	0	5	0	11	0
				6年	8	0	0	0	5	0
				計	59	0	52	0	60	0
7	内田第2	79.81㎡	45人	1年	14	0	10	0	12	0
				2年	14	0	14	0	11	0
				3年	13	0	15	2	11	0
				4年	7	0	10	1	12	0
				5年	4	0	5	1	7	0
				6年	2	0	2	0	2	1
				計	54	0	56	4	55	1
8	中央第2	51.00㎡	30人	1年	12	0	2	0	8	0
				2年	7	1	7	0	0	0
				3年	7	1	7	0	10	0
				4年	3	0	5	1	4	0
				5年	2	0	3	0	3	0
				6年	3	0	2	0	1	1
				計	34	2	26	1	26	1
9	西第2	50.66㎡	30人	1年	10	0	7	0	8	0
				2年	6	0	11	0	6	0
				3年	3	0	6	0	11	0
				4年	2	0	3	0	4	0
				5年	1	0	1	0	1	0
				6年	3	0	1	0	0	1
				計	25	0	29	0	30	1
10	内田第3	101.9㎡	50人	1年	16	1	16	0	8	0
				2年	13	0	13	1	16	0
				3年	9	0	9	0	11	0
				4年	7	0	9	0	8	0
				5年	4	0	2	0	5	0
				6年	0	0	1	0	0	1
				計	49	1	50	1	48	1
合計					456	12	445	11	459	11

別紙2－1 施設配置図(杉戸小学校) 内田放課後児童クラブ、内田第2放課後児童クラブ、内田第3放課後児童クラブ

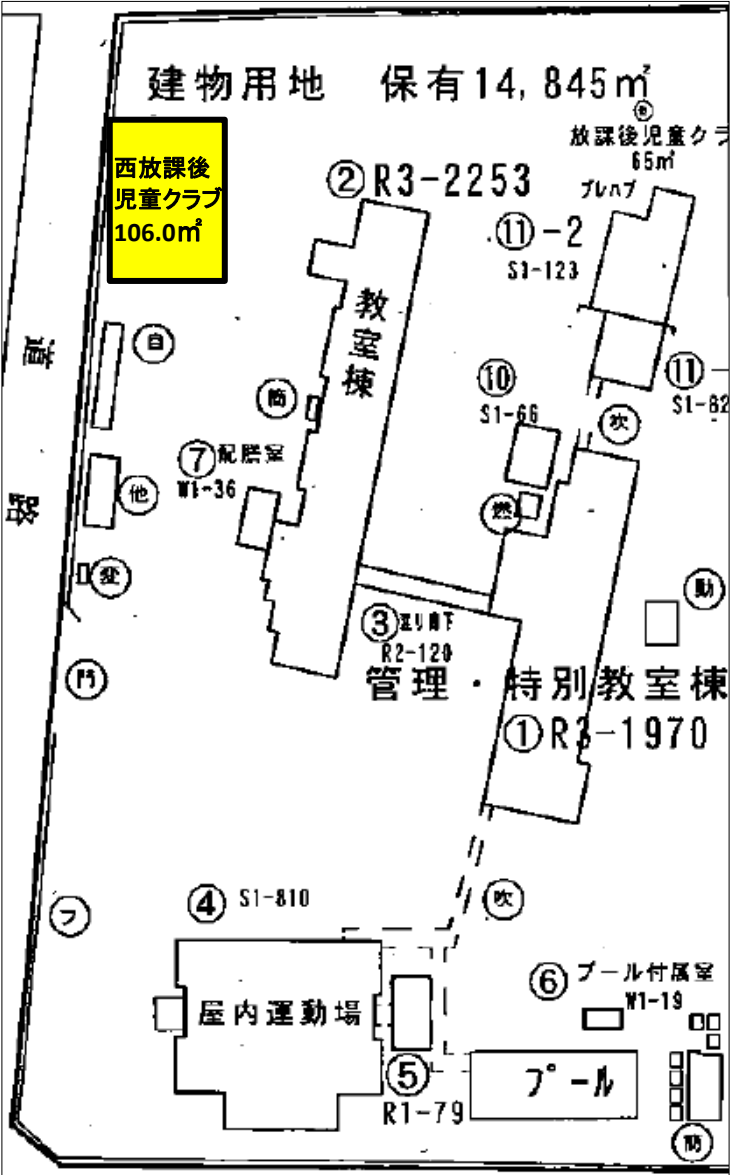
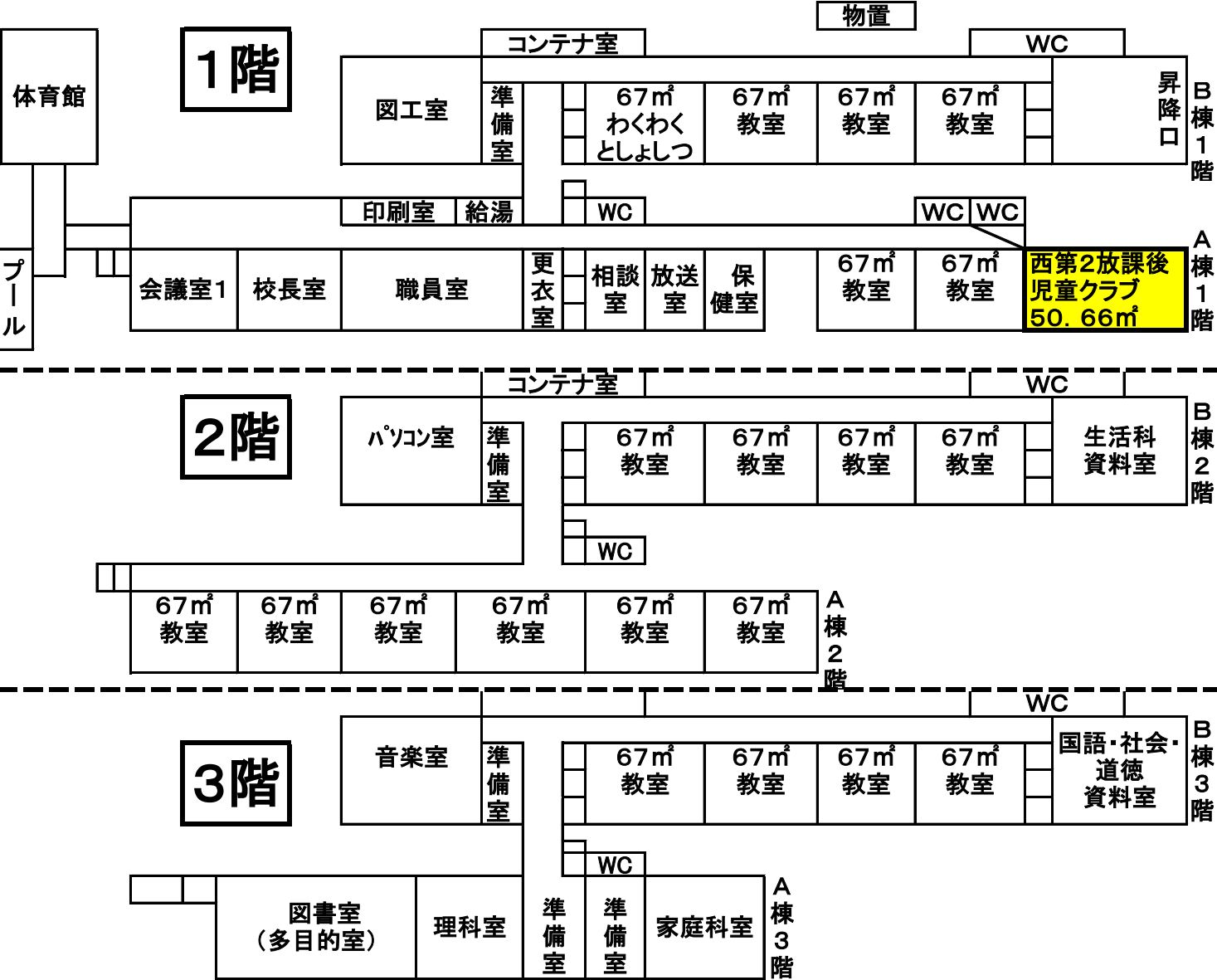
体育館	教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡												教室棟3F	
	教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡ 教室 63㎡							職員図書室	教室 63㎡	教室 63㎡	教室 63㎡	資料室 63㎡	教室棟2F	
	教室 63㎡	教室 63㎡	特支職員室 31㎡	WC	特別支援教室棟									
	家庭科室 100.1㎡	家庭科準備室	昇降口	教室 63㎡	教室 63㎡	内田放課後児童クラブ 63㎡	内田放課後児童クラブ 63㎡		図工準備室	図工室 74.7㎡	内田第2放課後児童クラブ 97.1㎡	理科準備室	理科室 96.8㎡	教室棟1F
プール	新館1F	教室 63㎡	教室 63㎡	教室 63㎡	用務室	給湯室	倉庫	保健室	校長室	職員室	放送室	事務室	会議室	管理棟1F
	新館2F	教室 63㎡	教室 63㎡	教室 63㎡	図書室 138.2㎡	準備室	コンピュータ室 85.5㎡	第1音楽室 110.6㎡	音楽準備室	第2音楽室 95.9㎡	管理棟2F			
	新館3F	教室 63㎡	教室 63㎡	教室 63㎡										



別紙2-2 施設配置図(杉戸第三小学校) 南放課後児童クラブ



別紙2-3 施設配置図(西小学校) 西放課後児童クラブ、西第2放課後児童クラブ

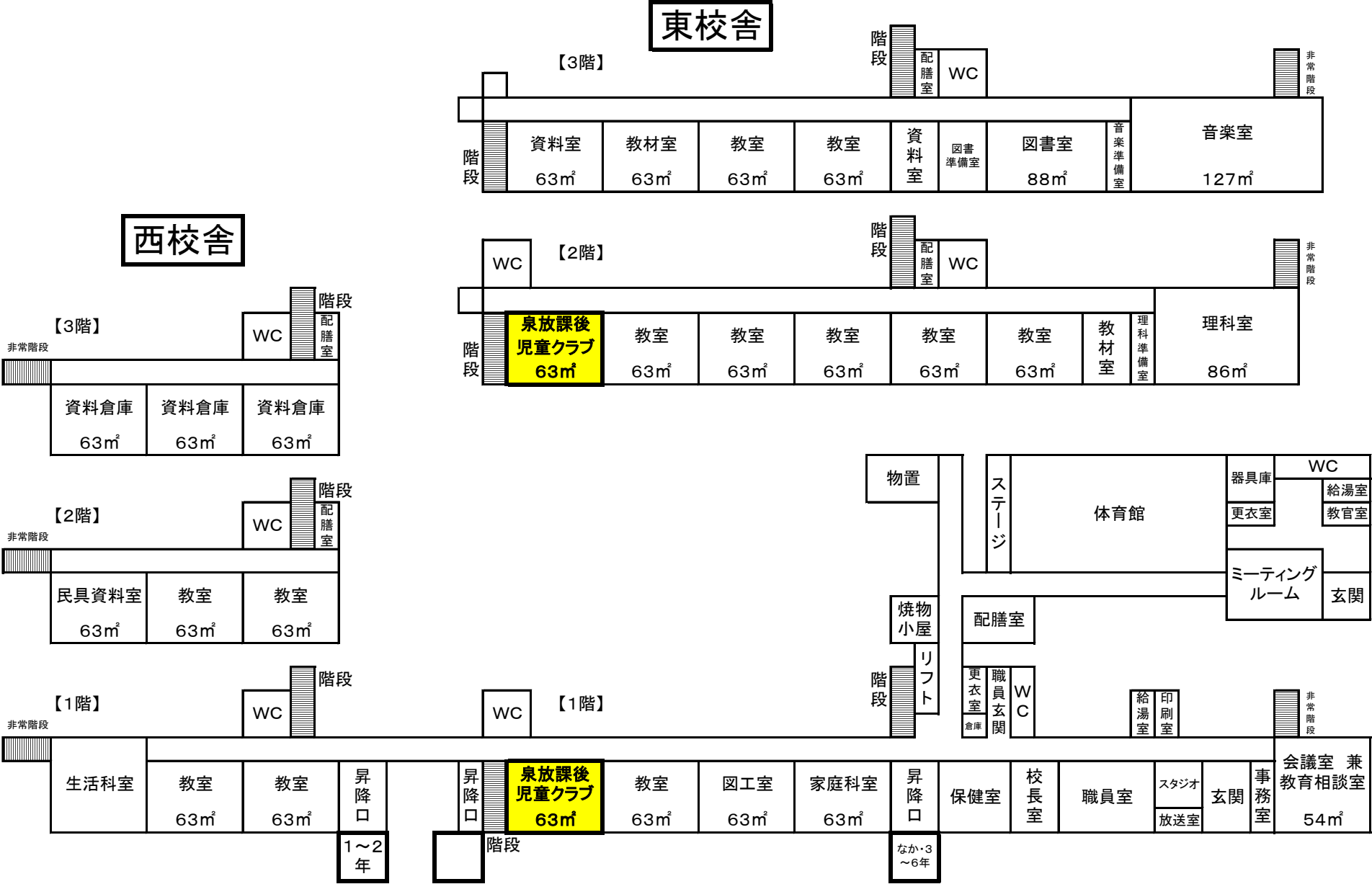


別紙2-4 施設配置図(杉戸第二小学校) 中央放課後児童クラブ、中央第2放課後児童クラブ

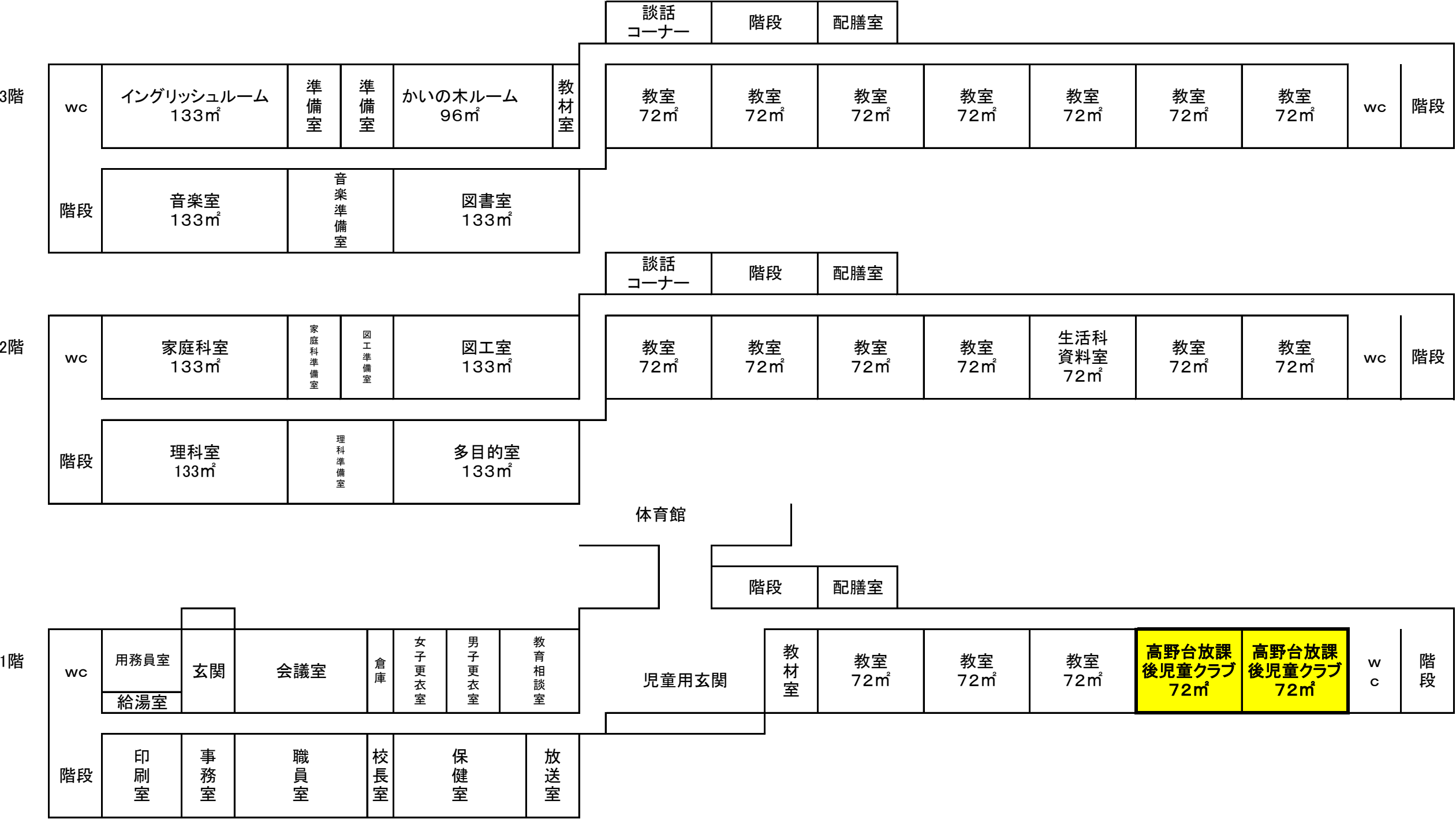
第 1 校舎																			
4 階	水道		水道				東WC 4		水道										
	第 2 多目的室 1 5 6 m ²		階段	図工準備室 31m ²	第 1 図工室 97m ²		音楽準備室 63m ²		生活科室 97m ²		理科準備室 49m ²	理科室 97m ²		階段	第 1 音楽室 1 5 6 m ²				
3 階	水道		西WC 3		水道				配膳室 3		東WC 3				水道				
	教室 63m ²	教室 63m ²	階段	教室 63m ²	教室 63m ²		教室 63m ²	教室 63m ²	教室 63m ²	教室 63m ²	教室 63m ²	教室 63m ²	階段	家庭科室 1 2 7 m ²					
2 階	水道		西WC 2		水道				資料室	配膳室 2	教材室		東WC 2		水道				
	教室 63m ²	教室 63m ²	階段	教室 63m ²	教室 63m ²		教室 63m ²	第 1 図書室 110m ²		準図書準備室 17. 3m ²	第 2 図書室 63m ²		支援室		階段	杉戸町かがやきサポートルーム (通級指導教室) 63m ²	杉戸町資料室 31m ²	通級準備室 31m ²	通路
1 階	玄関		西WC 1		水道				配膳室 1		用具室	生活科資料室		東WC 1		水道			
	第 1 多目的室 127m ²		階段	西昇降口		教室 63m ²	相談室 31m ²	教室 63m ²		教室 63m ²	教室 63m ²		東昇降口		階段	中央放課後児童クラブ 63m ²	中央放課後児童クラブ 63m ²	通路	
体育館 775m ²																			

第 2 校舎														
3 階	階段		西WC 3		水 道		水 道		東WC 3		配膳室			
	図工準備室 41㎡	第 2 図工室 93㎡	杉戸町資料室 63㎡	教材室 31㎡	会議室 63㎡	郷土資料室 63㎡	音楽準備室 31㎡	第 2 音楽室 93㎡	階段					
	階段		西WC 2		水 道		水 道		東WC 2		配膳室		通路	
2 階	教室 63㎡		教室 63㎡		教室 63㎡		資料室 31㎡	教室 63㎡	教室 63㎡	放課後 子ども教室 63㎡		体育倉庫 用 具 室 63㎡	階段	
	給湯室		階段		通路		職員WC		職員更衣室		水 道		東WC 1	配膳室
1 階	職員玄関		事務室 31㎡	校長室 31㎡	職員室 127㎡		印刷室 31㎡	職員 図書室 31㎡	放送室 63㎡	保健室 63㎡	中央第 2 放課後 児童クラブ 63㎡		第 2 昇降口	階段

別紙2ー5 施設配置図(泉小学校) 泉放課後児童クラブ



別紙2ー6 施設配置図(高野台小学校) 高野台放課後児童クラブ



主要備品一覧表

令和6年8月20日時点

品目	内田	内田第2	内田第3	中央	中央第 2	南	西	西第 2	泉	高野台	合計
片袖机（事務用）	1	1	1	2	1	1	—	1	1	2	11
事務椅子	1	—	1	1	1	1	1	1	1	2	10
保育用テーブル	30	20	26	32	17	30	30	15	6	26	232
保育用テーブル（長脚）	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
長机	2	—	—	—	—	—	1	—	1	2	6
高低両用長机	1	—	—	2	—	—	—	—	—	2	5
高脚長机（幅狭）	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
幼児用長机	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2
ファイリングキャビネット	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
スチールキャビネット	1	1	1	1	—	—	—	1	—	1	6
保管庫（上下）	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	2
保管庫（スチール書庫）	1	—	—	2	1	2	2	1	1	—	10
物置	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	12
更衣ロッカー	2	2	1	4	2	1	2	2	1	2	19
掃除用具ロッカー	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	3
下駄箱	3	2	3	3	2	3	4	2	1	3	26
傘立て	2	1	1	1	1	1	1	1	1	6	16
食器棚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
FAX兼用電話	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
テレビ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
加湿空気清浄機	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	16
食器乾燥機	2	2	1	2	1	1	2	1	1	2	15
冷凍冷蔵庫	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	12
台所シンク	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ガスコンロ（IH含む）	1	1	1 IH	1	1	1	IH 1	1	1	1	10
掃除機	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
オルガン	1	1	—	1	—	1	1	—	1	1	7
卓球台	1	1	—	2	—	—	1	—	2	1	8
A3カラープリンター	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
プリンターラック	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
プロジェクター	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
スクリーン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
非接触型体温計	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2
DVDビデオプレーヤー	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
CDラジカセ	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
本棚	—	—	くくりつけ	—	—	くくりつけ	—	—	—	—	2
フロアーケースA4浅型	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	2
ホワイトボード	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	2
脚立 6 段	—	—	1	—	—	1	1	—	—	—	3